

「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代（概ね平成 5 年～平成 16 年に学校卒業期を迎えた世代を指す。以下同じ。）は、現在 30 代半ばから 40 代半ばに至っている。

これらの世代は雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がおられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年 5 月、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」（以下「支援プラン」という。）を策定したところであるが、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、加齢に伴う様々な就業制約等）を踏まえつつ、その実効性を高めるためには、官民協働による一元的な推進体制を構築し、就職氷河期世代への支援に社会全体で取り組む機運を醸成することが必要である。

については、山形県内における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、山形労働局、山形県をはじめ、市町村、関係行政機関、山形県内の経済団体、労働団体、業界団体、支援機関等から構成される「やまがた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまがた PF」という。）を設置することとする。

2 構成員

別表に掲げる団体のおりとする。

なお、必要に応じ、その他の関係団体等の参画を求めることとする。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

（1）山形労働局

- ・やまがた PF とりまとめ共同事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（県内公共職業安定所による企業説明会、就職面接会の開催を含む）
- ・各種支援策等の周知、広報、実施

（2）山形県（産業労働部）

- ・やまがた PF とりまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理

- ・職業訓練の充実
- ・各種支援策等の周知、広報、実施
- (3) 山形県（しあわせ子育て応援部、健康福祉部）
 - ・市町村 PF との連絡調整
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・市町村 PF の好事例の把握と展開
 - ・各種支援策等の周知、広報
- (4) 経済団体、労働団体
 - ・イベント等で就職氷河期世代の積極採用、正社員化、各種支援策等の周知、広報
 - ・就職氷河期世代を対象とした、正社員求人要請や、企業内の正社員化を含む処遇改善の働きかけ
 - ・やまがた PF 共同事務局への政策提案
- (5) 業界団体
 - ・関係業界、関係団体への協力要請など
 - ・やまがた PF 共同事務局への政策提案
- (6) 支援団体
 - ・各種支援策等の周知、広報
 - ・職業訓練の充実（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部）
 - ・やまがた PF 共同事務局への政策提案
- (7) 市町村
 - ・各種支援策等の周知、広報
 - ・市町村 PF 実施に係る調整
 - ・やまがた PF 共同事務局への政策提案
- (8) 行政機関
 - ・各種支援策等の周知、広報

4 やまがた PF における取組事項

やまがた PF は、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 機運醸成と各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を社会全体で支援できるよう、山形県内の各界が一体となって機運を醸成し、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような土壌を創る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3類型のものに係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働

省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(※) 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに必要に応じ、山形県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI(重要業績評価指標)の設定及び事業実施計画の策定

① 適切なものを検討の上設定する。

② KPI を達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、やまがた PF は、「(1) 支援対象者の把握」に示す 3 類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村 PF の取組を支援していく。

(4) 市町村 PF との連携

やまがた PF は、市町村 PF の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 PF との情報共有と課題の対応を行う。

例えば

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
- ・ 経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援等の要請に対応するとともに市町村 PF の好事例の周知等、必要な情報提供

5 やまがた PF の会議運営

- (1) 上記の会議を行うため、原則として年 2 回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) やまがた PF に座長を置き、山形労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した事業の効果検証及び事後評価

地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画で設定した KPI の効果検証並びに交付金計画期間における事業及び KPI の達成状況について事後評価を行う。

7 秘密の保持

やまがた PF の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和 2 年 6 月 1 1 日から施行する。

本設置要領は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。

本設置要領は、令和 4 年 1 月 1 2 日から改定する。

本設置要領は、令和 4 年 4 月 1 日から改定する。

本設置要領は、令和 5 年 4 月 1 日から改定する。